

29 消安第 5712 号

平成 29 年 3 月 22 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料中の農薬残留基準の設定に係る食品健康影響評価依頼計画について
(平成29年度)

「飼料中の残留農薬基準の設定について（意見）」（平成18年 3 月 7 日付け府食第16
4号食品安全委員会委員長通知）に基づき、下記のとおり標記計画を報告します。

記

平成29年度に食品安全委員会に食品健康影響評価依頼を行う予定の物質（9 物質）

- 1 BHC (α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC及び δ -BHCの総和をいう。)
- 2 DDT (DDD及びDDEを含む。)
- 3 イソフェンホス
- 4 エンドリン
- 5 カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクロム (総和をいう。)
- 6 カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル
(総和をいう。)
- 7 クロルベンジレート
- 8 ピペロニルブトキシド
- 9 二臭化エチレン



(参考)

飼料中の残留農薬基準に係る食品健康影響評価依頼計画

番号	農薬名	評価依頼 予定年度
1	BHC(α -BHC, β -BHC, γ -BHC及び δ -BHCの総和をいう。)	H29年度
2	DDT(DDD及びDDEを含む。)	H29年度
3	イソフェンホス(※)	H29年度
4	エンドリン	H29年度
5	カルタップ,ペンシルタップ及びチオンクラム(総和をいう。)	H29年度
6	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノミル(総和をいう。)	H29年度
7	クロルベンジレート	H29年度
8	ピペロニルブトキシド	H29年度
9	二臭化エチレン	H29年度
10	イミダクロプリド	H21評価依頼済み
11	クロルピリホス	H21評価依頼済み
12	2, 4-D	H22評価依頼済み
13	アセフェート	H22評価依頼済み
14	グリホサート	H22評価依頼済み
15	グルホシネート	H22評価依頼済み
16	ジカンバ	H22評価依頼済み
17	チアベンダゾール	H22評価依頼済み
18	テルブホス	H22評価依頼済み
19	トリシクラゾール	H22評価依頼済み
20	フィプロニル	H22評価依頼済み
21	フェンチオン	H22評価依頼済み
22	ペンタゾン	H22評価依頼済み
23	ペンディメタリン	H22評価依頼済み
24	メトプレン	H22評価依頼済み
25	アトラジン	H23評価依頼済み
26	アラクロール	H23評価依頼済み
27	アルジカルブ	H23評価依頼済み
28	エチオン	H23評価依頼済み
29	カルボフラン	H23評価依頼済み
30	キャプタン	H23評価依頼済み

番号	農薬名	評価依頼 予定年度
31	ジクロルボス及びナレド(総和をいう。)	H23評価依頼済み
32	シハロトリン	H23評価依頼済み
33	ダイアジノン	H23評価依頼済み
34	フェントロチオン	H23評価依頼済み
35	プロモキシニル	H23評価依頼済み
36	ホスメット	H23評価依頼済み
37	ホレート	H23評価依頼済み
38	マラチオン	H23評価依頼済み
39	カルバリル	H24評価依頼済み
40	クロルピリホスメチル	H24評価依頼済み
41	クロルフェンビンホス	H24評価依頼済み
42	シアナジン	H24評価依頼済み
43	ジクワット	H24評価依頼済み
44	シフルトリン	H24評価依頼済み
45	シマジン	H24評価依頼済み
46	パラチオン	H24評価依頼済み
47	ピリミホスメチル	H24評価依頼済み
48	フェノブカルブ	H24評価依頼済み
49	フェントエート	H24評価依頼済み
50	フェンバレレート	H24評価依頼済み
51	フェンプロパトリン	H24評価依頼済み
52	ヘプタクロル	H24評価依頼済み
53	ペルメトリン	H24評価依頼済み
54	γ -BHC	H25評価依頼済み
55	アルドリン及びディルドリン(総和をいう。)	H25評価依頼済み
56	クロルプロファム	H25評価依頼済み
57	ジメトエート	H25評価依頼済み
58	デルタメトリン及びトラロメトリン(総和をいう。)	H25評価依頼済み
59	パラコート	H25評価依頼済み
60	メチダチオン	H25評価依頼済み

(※)厚生労働省の平成29年度食品健康影響評価依頼計画において、評価に必要な資料の入手が困難な物質であるため、状況に応じて評価依頼を行う予定の物質としていることから、厚生労働省と調整し、評価依頼を行う。

平成29年3月22日

農薬及び動物用医薬品56品目の食品安全基本法 第24条に基づく意見聴取について

1. 経緯

国内で使用（食品として供される農畜水産物の生産における使用をいう。）がない農薬及び動物用医薬品について、米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）における使用状況及び残留基準の設定状況等の確認並びにコーデックス基準の確認等を行い、さらに、海外主要国等に対して評価に必要なデータの提供を求めたところ、提供がなかったことから、国外における流通及び国内への流入の可能性は極めて低いと考え、暫定基準値を一括削除することについて、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項に基づき、食品安全委員会に意見を聴取するものである。

2. 意見聴取を行う物質の概要と一括削除の考え方

意見聴取を行う農薬及び動物用医薬品56品目の概要は以下のとおりである。

- (1) 現在設定されている基準値は一律基準以上である。
- (2) 諸外国及び国際機関においてADIが設定できない物質とされていない。
- (3) 使用実態が不明であることから海外主要国を含めた世界52ヵ国・地域に対して評価に必要なデータの提供を求めたところ資料の提供がなかったことから、資料の入手は極めて困難である。
- (4) コーデックス基準が設定されておらず、今後も当該基準が設定される見込みがない。
- (5) 過去5年間の輸入時検査の結果において、検出事例がない。
- (6) 国内における登録又は承認がなく、今後も申請される予定はない。

上記より、当該56品目の暫定基準値を一括削除する。この場合にあっては一律基準又は抗菌性物質（20品目）については「含有してはならない」というリスク管理に変更となるが（1）及び（2）により、現状より厳しい管理措置となることからリスクが高まることはない。

また、（3）～（5）により、当該56品目について国外における流通及び我が国において当該品目が残留する食品の流入の可能性は極めて低く、（4）～（6）により、我が国において当該品目が残留する食品が流通する可能性は極めて低いと判断できることから、食品に残留する実態のない農薬の暫定基準値を維持し続けることは適当ではないと考えられる。

3. 今後の予定

上記56品目については、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴き、薬事・食品衛生審議会において、暫定基準値の一括削除について審議を行う。

なお、当該56品目について、国内外において残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があつた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討する。